

令和7年4月1日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

幸輝園ケアプランセンター

1. 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正、中立な居宅介護支援を行う。

2. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸輝会
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1
- (3) 電話番号 086-275-0220
- (4) 代表者氏名 理事長 國富 隆夫
- (5) 設立年月 昭和47年4月1日

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成11年11月1日指定
岡山県指定 第3370100749号
- (2) 事業所の名称 幸輝園ケアプランセンター
- (3) 事業所の所在地 岡山県岡山市中区乙多見147-1
- (4) 電話番号 086-278-5100
- (5) 管理者氏名 江口 紀美子
- (6) 開設年月 平成11年11月1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日・受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
休業日	土・日及び8月13日～8月15日、12月30日～1月3日 臨時休業 職員研修等
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

(8) 従業者の体制

職種	業務内容	人数
1. 管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1名
2. 主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	1名以上
3. 介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	1名以上

(9) 利用定員 44人（介護支援専門員1名当たり）

(10) 通常の事業実施地域 岡山市

4. 指定居宅介護支援の実施概要

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画書の作成。
 - (2) 介護保険に係る申請代行業務及び要介護認定のための認定調査、調査票作成代行業務。
 - (3) 居宅サービス事業所、医療機関等との連絡調整。
 - (4) 指定介護保険施設との連絡調整。
 - (5) その他
- (6) 利用者の相談は、事業所内及び利用者居宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (7) 課題分析標準項目に準じた独自の方式。

5. 利用料その他の費用の額

(1) 利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする（全額介護給付）。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料滞納等により、法定代理受理がでなくなる場合がある。その場合は、厚生労働大臣が定める基準額の料金を頂くものとする。

(2) 事業所の加算

指定居宅介護支援の実施に際し、厚生労働省が定める以下の加算を算定するものとする。

下記の事項において利用者の負担はないものとする（全額介護給付）。

- (1) 特定事業所加算Ⅲ
- (2) 初回加算
- (3) 入院時情報連携加算
- (4) 退院・退所加算
- (5) 通院時情報連携加算
- (6) 緊急時等居宅カンファレンス加算

6. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかにご家族、行政機関、医療機関等への連絡を行う。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行う。

7. 個人情報の保護

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の情報を洩らさないものとする。
また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

8. 事業継続計画の策定等

事業者は、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染委員会の開催や指針の整備を行います。その結果を介護支援専門員に周知徹底する。
- (2) 研修会の実施等に加え訓練の実施、業務継続に向けた取り組みを強化する。

10. 虐待の防止のための措置について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定 [施設長] 岡田 真
- ② 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 成年後見制度の活用支援

事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

12. 苦情解決体制

利用者からの相談または苦情に対する常設の窓口（連絡先）として、苦情相談担当者を設置する。
また、担当者不在の場合は、基本的な事項について事業所内の誰もが同様に対応ができるようにするとともに、必ず担当者に引継ぎ、苦情に対する早期改善、是正措置を講じるよう配慮する。

(1)

- 苦情受付窓口 ・高志 達也（主任）
- 苦情解決責任者 ・岡田 真（施設長）
- 第三者委員 ・高山 学（社会福祉法人幸輝会評議員）086-279-4313（勤務先）
・菊池 毅（社会福祉法人幸輝会監事）0868-72-1276（自宅）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市介護保険課	電話番号	086-803-1240
岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号	086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	電話番号	086-226-2827

※ 当事業所で解決できないときは、岡山県社会福祉協議会に設置されている『岡山県運営適正化委員会』に申し立てることができる。

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

13. その他運営に関する重要事項

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができ、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができる。
- (2) 利用者が病院又は診療所等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名、事業所名、連絡先を当該病院又は診療所等に伝えることを利用者又はその家族に求めるものとする。
- (3) 当事業所の前6か月間に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたサービス計画の数が占める割合、及びそれぞれのサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を説明し、理解を得られるよう努めるものとする。
- (4) 事業所は、居宅サービス計画書、サービス担当者会議の記録、その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結に日から5年間保存する。
- (5) 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 事業者は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

説明年月日 令和 年 月 日

同意書

下記の者が、指定居宅介護支援サービスの利用に際し、ご利用者に対して 契約書及び本書面に基づいて重要事項説明書の内容説明を行い交付しました。

事業所名 幸輝園ケアプランセンター

説明職員職 氏名 介護支援専門員

私は、本書面に基づき上記重要事項説明書の内容説明を受け、その内容に同意し 重要事項説明書の交付を受けました。

同意年月日 令和 年 月 日

<ご利用者>

住 所
氏 名

<家族の代表>

住 所
氏 名

(続柄：)

<署名代行者>

私は、上記利用者が上記変更内容を理解し合意する意思があることを確認し、身体障害、または高齢により筆記困難な利用者に代わって上記署名を行いました。

氏 名
本人との関係